



定例研究会報告要旨

第1929回（7月8日）

遺伝資源の国境間移転をめぐる現状と課題

——生物多様性条約の功罪——

山本 昭夫

遺伝資源に対する考え方は、生物多様性条約（「CBD」、1992年採択）によって、それまでFAOで合意されていた「人類の財産」という考え方から大きく転換した。すなわち、各国に遺伝資源へのアクセスを規制できる主権的権利が認められ、遺伝資源利用から生ずる利益は遺伝資源提供国にも応分に配分されなければならないようになったのである。報告者は、CBDの締約国がなぜ186カ国と多いのかという点に疑問を持ち、これは遺伝資源をめぐる交渉が東西冷戦の終結によりあらためて南北対立が軸となり、CBDも南側に有利な利益配分条約に変質したためではないかとの仮説を提供する。

報告者は、遺伝資源をめぐる交渉を歴史的に振り返ることによってこの問に答えることを試みる。その歴史は、大きく4期に分かれる。第1期（～1983年、FAOの植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ＝「IU」採択まで）には、FAOでの議論が先行し、遺伝資源へのアクセスは一般的にはフリーと認識されていた。しかし第2期（～1992年のCBD採択まで）に入ると、この間に様々な国際交渉（FAOのIU解釈論争、WTO-TRIPs協定交渉、UPOV条約改正交渉、CBD策定交渉）が並行的に行われ、そこで遺伝資源に関する知的財産権や利益配分問題も議論されたため、遺伝資源交渉は政治性を帯び、CBDも利益配分条約の性格を強めた。第3期（～2001年の、FAO食料農業植物遺伝資源条約（＝「IT」＝改定IU採択まで）には、フリーアクセス

という従来のIUの考え方をCBDの利益配分ルールに調和させるべく交渉されるとともに、CBDにおいても利益配分ルールの具体化に向けた議論が進んだ。第4期（2002年～）には、ITの実践が求められるとともに、CBDでは遺伝資源へのアクセスと利益配分のあり方を定める「ボンガイドライン」が採択されるなど、CBDをベースとしたルールが具体化された。

ここでとくに第2期～第3期はじめの動きを詳細にみると、様々な国際フォーラムで議論されたことは、遺伝資源や伝統的知識の利用者（北側）とその提供者（南側）の間での利益配分バランスの平準化（手続きの透明化を含む）交渉という側面で共通する。しかしCBD交渉では「合意」が優先されたため、CBDは枠組み条約にとどまり問題解決も先送りされた（ITでも、同様に「合意」が優先されたため、多くの先送り条項がある）。

こうしてできつつある体制は、遺伝資源やその利用に関する伝統的知識を一般的には多く保有する南側と、逆に遺伝資源等を利用する技術・資金を多く保有する北側との対立構図になっているが、CBDが利益配分条約の性格を強めたため、遺伝資源等を多く保有すると考える南側はこれを自国に有利な条約と思い、186カ国もの多くの国がこの条約に参加していると考えられる。とくに遺伝資源交渉の第2期が、ベルリンの壁の崩壊や旧ソ連の解体といった冷戦の終結時期と重なることから、遺伝資源といった特定分野においても、南北対立の構図が先鋭に現れたと考ええると理解しやすいのではないかと。さらに、ここに北側が先導するグローバル化の進展（例えばWTOルールの決定）に対する南側の反発を読み取ることもできよう。

これからも遺伝資源交渉は続くと思われるが、非公式グループの国際ネットワークが常に動いてきた。それが遺伝資源交渉の方向を実質的に決めてきたと思われるので、その動きに関与していなくては、交渉は後手にまわると考えられる。